

○岡谷市立小・中学校の児童生徒に係る学校と警察との連絡制度運用要領

平成18年3月23日

教育委員会訓令第1号

(趣旨)

第1 この要領は、児童生徒の健全育成を推進するとともに、非行又は犯罪を防止し、問題行動に係った場合の立ち直り支援を効果的に行うため、岡谷市立小・中学校（以下「学校」という。）における学校と警察の連絡制度（以下「連絡制度」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(連絡責任者等)

第2 連絡制度の適正な運用を図るため、学校に連絡責任者及び連絡担当者を置く。

- (1) 連絡責任者は、校長をもって充てる。
- (2) 連絡担当者は、校長が指定する教諭をもって充てる。
- (3) 連絡担当者は、連絡責任者の指示を受け、連絡制度に係る事務を行う。

(連絡の要領)

第3 連絡は、連絡責任者又は連絡担当者が、原則として警察と面談して行うとともに、連絡内容を復唱し、次に掲げる事務処理を行うものとする。

- (1) 警察から連絡を受けたときは、学校・警察連絡記録票（警察からの連絡・受信）（様式第1号）に記入し、当該児童生徒の在籍期間中保管する。
- (2) 警察へ連絡を行ったときは、学校・警察連絡記録票（警察への連絡・発信）（様式第2号）に記入し、当該児童生徒の在籍期間中保管する。
- (3) 連絡状況については、学校・警察連絡報告書（受信・発信）（様式第3号）により岡谷市教育委員会へ報告する。

(警察から連絡後の措置)

第4 学校は、警察から連絡を受けたときは、次のとおり対応するものとする。

- (1) 児童生徒の逮捕又は補導に係る連絡を受けたときは、当該児童生徒の規範意識の醸成及び立ち直りのため、保護者等と連携を図りながら継続的な指導及び支援を行う。
- (2) 犯罪被害に係る連絡を受けたときは、特に慎重に対応し、保護者等と十分相談協議のうえ、心のケア等必要な指導及び支援を行う。
- (3) 警察から連絡を受けた情報については、連絡制度の趣旨に沿って利用するものと

し、児童生徒への指導又はPTA役員等への情報提供にそのまま利用してはならない。

(学校から警察への連絡)

第5 学校から警察への連絡は、学校教育における指導の範囲を超え、警察との連携が必要であると校長が判断した次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 悪質で社会的反響が大きな問題行動
- (2) 学校内だけでは解決が難しく、警察の対応が必要な問題行動
- (3) 複数の学校の児童生徒又は非行集団等が関係した問題行動
- (4) 児童生徒が犯罪に巻き込まれ、又は被害者となったりすることを防止するために警察の協力が必要な場合

(留意事項)

第6 学校は、連絡制度を運用するに当たり、次に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)を踏まえ、連絡を行う情報の取扱いには慎重を期し、秘密の保持に努め、保管は、校長又は校長が指定する者が安全保護に配慮して行うこと。
- (2) 児童生徒や保護者等に対してあらかじめこの連絡制度について趣旨を説明し、十分な理解と協力を得て行うこと。
- (3) この要領による連絡は、法令等に基づく警察への通報や捜査協力、日常的な学校と警察との情報交換、相談とは明確に区別し、連絡制度の趣旨に即して運用すること。

(補則)

第7 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。